

第3回 検討委員会の議事概要

開催日時、場所

開催日 : 平成 17 年 6 月 28 日 (火)
開催時間 : 13:00 ~ 15:30
開催場所 : ホテル千秋閣 7 階 鶴の間

出席者

委員長 : 岡部 健士 (徳島大学工学部/環境防災研究センター 教授)
副委員長 : 鎌田 磨人 (徳島大学工学部 助教授)
委員 : 曾良 寛武 (日本野鳥の会 徳島県支部総務部長)
竹林 洋史 (徳島大学工学部 助教授)
千葉 昭彦 (美馬町まちづくり委員会 委員長)
森本 康滋 (徳島県自然保護協会 会長)
石川 浩 (国土交通省 徳島河川国道事務所長)

事務局 : 国土交通省 徳島河川国道事務所

傍聴者、記者 (計 6 名)

議事次第

1. 開会
2. 開会の挨拶
3. 議事
 - (1) 前回までの検討委員会の概要
 - (2) 全体スケジュールおよび第3回検討委員会の討議内容
 - (3) 河道内樹木の管理に関する基本的な方針(素案)の提示
 - (4) 方針(素案)に対する指導・助言
4. 閉会

配付資料

- ・ 資料 - 1 : 議事次第、席次表、検討フロー
- ・ 資料 - 2 : 前回までの検討委員会の概要
- ・ 資料 - 3 : 吉野川河道内樹木の管理に関する基本的な方針(素案)骨子
- ・ 資料 - 4 : 吉野川河道内樹木の管理に関する基本的な方針(素案)参考資料
- ・ 資料 - 5 : 説明用のパワーポイント資料

議事概要

第3回検討委員会では、それまでの検討委員会における協議内容を踏まえ作成しました「吉野川河道内樹木の管理に関する基本的な方針(素案)」について討議を行い、各委員より指導・助言を頂きました。

主な討議内容は、以下のとおりです。

(1) 前回までの検討委員会の概要について(資料-2)

1) 資料の表現について

鎌田委員 : 以下の表現について、修正すべき。

- ・ p.1 ; 平均河床高は、～ 安定
最深河床が低下する一方、砂州が上昇し平均河床に変化がない
- ・ p.1 ; 河道内樹木 河道内樹林(竹林とヤナギ林に対応する表現として)
- ・ p.1 ; 岩津下流が顕著 岩津から下流で顕著
- ・ p.3 : 多様な環境機能をもつ水際の創出 ～ 水際の復元

2) 吉野川のあるべき姿について

竹林委員 : 植林された竹林を吉野川の原風景として捉えることは、委員会の合意事項ですか？

岡部委員長 : 合意事項です。

(2) 全体スケジュール及び第3回検討委員会の審議内容について(資料-1)

本議題について、特に意見はありませんでした。

(3) 管理方針(素案)について(資料-3)

1) 吉野川のあるべき姿について

森本委員 : 治水, 環境, 風土とあるが、景観という項目も必要では？
人と川との結びつきを示す上でも、景観という項目がある方が一般の人にも分かり易いのでは？

岡部委員長 : 風土の中に「人々にやすらぎを与える景観の保全」とあるが・・・

石川委員 : 風土の中に位置付けられているので、いいのでは。

鎌田委員 : 礫河原というのも広い意味で景観を表すもの、風土にある景観は人が感じるもの、ここに挙げる治水, 環境, 風土の目標を達成すれば、必然的に景観上の目標も達成できると思われる。

岡部委員長 : 素案の風土上の目標では、竹林に限定されてしまうため、竹林という文字を削除することで、景観の要素を取り込めるのでは？

石川委員 : 賛成します。

森本委員 : 結構です。

鎌田委員 : 風土上の目標を竹林に限定していることが、以降の議論をしにくくしている。風土上の目標については、再考すべきでは？

岡部委員長 : あるべき姿 望ましい姿

千葉委員 : 「安全で、安心できる川」とは、人々が安心して川に親しめるという意

味ですか？

岡部委員長：方針としては、配慮すべき要素ではありますが・・・

鎌田委員：ここでいう「安全で、安心できる川」は、治水上の目標であることを明確にすべき。

石川委員：この場合は、治水上の安全、安心です。

千葉委員：「安全で、安心できる川」の先頭に、治水上と明記すべき。

曾良委員：安全、安心と、同様な文句が繰り返されているが・・・

竹林委員：安心は人が感じるものであり、安全とは意味合いが違う。

岡部委員長：安全、安心の両方を定義しましょう。

岡部委員長：あるべき姿について、治水，環境，風土の観点から設定することについて、了承頂けますか？

反対意見なし

2) 河道内樹木のプラス面とマイナス面について

鎌田委員：プラス面の管理方針には、保全だけではなく、促進も加えるべき。
保全対象 保全・促進対象

鎌田委員：治水，環境，風土の観点から、各々、ヤナギ類と竹林を含めたプラス面とマイナス面のマトリックスにした方が良いのでは？

森本委員：ヤナギ類と竹林を分けて整理してほしい。

鎌田委員：ヤナギ類と竹林が各々、どのように風土などへ影響を与えているかを知るためにも、区別すべきである。

岡部委員長：本方針で取り扱う対象は、ヤナギ類と竹林に限定されているので、区別して整理しましょう。

千葉委員：ヤナギ類のプラス面について、これまで十分に議論されていないように思われる。

岡部委員長：現在のプラス面の要素に、ヤナギ類も反映されていると思いますが・・・

3) 樹木管理の取り組むべき内容について

鎌田委員：樹木管理の究極は、河道内樹木に関わる関連フロー（p.5, p.7）の最上段の対策であるべきであり、そこを目指すという姿勢を方針に示すべき。その中で、時空間的に実施できることを樹木管理の方針として定義すべき。

岡部委員長：河川整備にも基本方針（長期的な目標）と整備計画（当面の目標）があるように、樹木管理においても長期的な方針があってもよい。フロー全体を意識していることを示した上で、この樹木管理の受け持ち範囲を明示するような文章構成を考えてみては。

竹林委員：ここで審議した内容は、河川整備計画に反映されるのですか？

石川委員：はい。整備計画の検討の際に、参考とさせていただきます。

竹林委員：フロー上段のダムによる対策などは、実施が困難と割り切って、どのように伐採していくかを決めるのですか？

岡部委員長：はい。

石川委員：河川管理者もフロー上段の対策が必要なことは認識しているが、ダムも含めて大きな問題で、なかなか結論も出ない。限られた期間の中で検討できるものとして、資料に示した赤枠内の対策を進めていきたい。

4) 樹木管理の基本的な方針について

鎌田委員：本方針では、コンフリクトを調整するメカニズムをシステムとして取り入れることが最大のポイント。コンフリクトの調整が必要であるかを判断するためのチェックリストを作成すべき。

石川委員：治水上問題となっている等、明確な位置付けが行われている樹木に対してのチェックリストは作成できると思うが、全てのケースを想定したチェックリストの作成は、非常に難しいと思われるが…

鎌田委員：挑戦してみたい。

鎌田委員：チェックリストは、問題点を見つけ出すだけでなく、良い点も発見できるものであるべき。また、チェックリストは、誰が見ても評価できるようにできないか？

鎌田委員：素案の最大の欠点は、伐採を前提としていること。

石川委員：管理方針の検討フロー(p.9)にあるように、全ての面から保全対象と評価されるものについては、保全を前提としている。必ずしも、伐採が前提ではないが…

鎌田委員：伐採は、コンフリクトの調整を行い、管理方針を検討していく中で、選択肢の一つとしてあるものであり、唯一の手段ではない。

鎌田委員：ミチゲーションには、回避という選択肢もあるはず。素案のミチゲーションは、伐採を行うためのものとなっており、本意ではない。

岡部委員長：確かにそうになっているが、河川管理者としてできるアクションは、伐採しかないので、仕方がない気もするが…

千葉委員：竹については知識があるが、ヤナギ類については知識がない。管理方針を考えていく上で、これらの知識が基本となるので、ヤナギについて特性や機能を教えて欲しい。

岡部委員長：次回、そのような時間が取れませんか？

岡部委員長：各々の管理方針が、どのような考え方から生じたものかを知ってもらうためにも、ヤナギの水理機能や生物学的特性をレクチャーする時間が必要ですね。鎌田委員、竹林委員お願いできますか？

石川委員：是非お願いします。

鎌田委員：管理方針の中に、管理手法を示すイメージ図などが必要か？
イメージ図が入ることで、逆に色々な制限を受けないか？

石川委員：文章だけでは伝わりにくいところがあるため、イメージ図があった方がいいように思うが。

鎌田委員：具体的な管理手法は、ケースバイケースであり、ケースバイケースで管理を行っていくことを文章で明記した方がよいのでは？